家畜衛生をめぐる情勢について

令和6年10月 消費·安全局動物衛生課



目次

/【 I . 家畜衛生をめぐる情勢】	
・我が国における家畜防疫体制①-家畜伝染病予防法の概要-	• • • 4
・我が国における家畜防疫体制②	• • • 5
・動物衛生課の組織・関係法律	• • • 6
・家畜伝染病予防法の対象疾病	• • • 7
・国の財政支援−家畜伝染病予防費の概要−	8
- 飼養衛生管理基準①-概要-	9
・飼養衛生管理基準②-都道府県の指導の高位平準化と飼養衛生管理者の選任-	• • • 10
・飼養衛生管理基準③-大規模農場における取組の追加と埋却等に備えた措置-	• • • 11
・家畜保健衛生所等の設置状況	• • • 12
- 農場HACCP①-認証に向けた取組-	• • • 13
・農場HACCP②-認証取組農場数の推移-	14
【ii.各疾病】	• • • 15
・家畜伝染病の発生状況 (ii-1.口蹄疫関係) ・口蹄疫(FMD)とは ・我が国におけるFMDの過去の発生事例 ・アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況 ・アジアにおける口蹄疫の発生報告状況	· · · 16 · · · 17 · · · 18 · · · 19

目次

/ ・高病原性鳥インフルエンザの対策概要①	• • • 26
・高病原性鳥インフルエンザの対策概要②-R 6 シーズンに向けて-	• • • 27
・高病原性鳥インフルエンザの対策概要③-R5年度シーズンの疫学調査結果のポイント-	• • • 28
・高病原性鳥インフルエンザの対策概要④-農場の分割管理-	• • • 29
(ii − 3. 豚熱関係)	
・	• • • 30
・国内での豚熱発生の経過	• • • 31
・国内の飼養豚・野生イノシシでの豚熱発生	• • • 32
・海外における豚熱発生報告状況	• • • 33
・豚熱の対策概要①	• • • 34
・豚熱の対策概要②−農場の分割管理(1)−	• • • 35
・豚熱の対策概要②-農場の分割管理(2)-	• • • 36
・豚熱の対策概要③-野生イノシシにおける基本対策-	• • • 37
・豚熱の対策概要④-豚熱経ロワクチン散布の効果と方向性-	• • • 38
(ii − 4 . アフリカ豚熱関係)	
- アフリカ豚熱 (ASF) とは	• • • 39
・海外におけるアフリカ豚熱の発生状況	40
・韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況①	• • • 41
・韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況②-釜山広域市における感染拡大状況-	42
・アフリカ豚熱の対策概要①-感染確認時の防疫措置概要(1)-	• • • 43
・アフリカ豚熱の対策概要①-感染確認時の防疫措置概要(2)-	44
・アフリカ豚熱の対策概要①-感染確認時の防疫措置概要(3)-	• • • 45
・アフリカ豚熱の対策概要②-演習による対策の具体化-	• • • 46
・アフリカ豚熱の対策概要③-水際対策(1)- ・アフリカ豚熱の対策概要③-水際対策(2)-	• • • 47 • • • 48
・アフリカ豚熱の対策概要④-水原対策(2)-	• • • 49
ノンノバルボジャル大型 多田四木州ドリムジ以上	**/

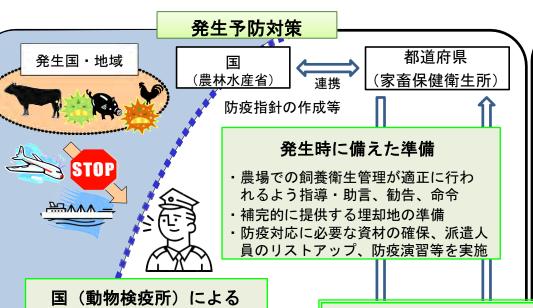
目次

(ii - 5 . BSE関係)	
・牛海綿状脳症(BSE)とは	• • • 50
・BSEの発生状況①	• • • 51
・BSEの発生状況②	• • • 52
・BSEの対策概要①	• • • 53
・BSERの対策概要②-日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要-	• • • 54
・BSEの対策概要③-厚生労働省におけるBSE対策の見直し-	• • • 55
【Ⅲ. 他疾病】 ・ヨーネ病(JD) ・牛伝染性リンパ腫(EBL) ・牛ウイルス性下痢(BVD) ・ランピースキン病(LSD) ・オーエスキー病(AD)	56 57 58 59 60
「IV. 水際対策】 ・水際対策①-目的と体制- ・水際対策②-輸入検査の流れ- ・水際対策③-国際空港・海港における水際検疫- ・水際対策③-国際空港・海港における水際検疫- ・水際対策⑤-動植物検疫探知犬の活用- ・水際対策⑥-多言語広報ポスター- 【V. 輸出入検疫関係】 ・畜産物の輸出先の拡大に向けた協議 ・日本からの畜産物の輸出解禁状況 ・輸出検査の流れ ・HPAIによる鶏肉・鶏卵の輸出への影響 【VI国際関係】 ・動物衛生に関する情勢 ・動物衛生に関する国際連携	61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72

の

派遣

家畜伝染病予防法の目的:家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



水際措置の徹底

- 動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の 検査・消毒

農場での飼養衛生管理の徹底 (飼養衛生管理基準等)

- 飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該 設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合 に備えた土地、施設の確保等
- 家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

患畜の早期の発見・通報

- 特定症状を呈している家畜を 発見した旨の届出
- ・患畜等を発見した旨の届出

発生時には・・・ まん延防止対策

都道府県 (家畜保健衛生所)

玉 (農林水産省)

市町村

都道府県が防疫指針等に 基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定 (緊急防疫指針の策定) 財政支援(消毒費用等)

人的支援(専門家、緊急支 援チーム等の派遣)

まん延防止措置

- 発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- 消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等に おける消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかな処分(動物福祉に配慮)
- 患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- 指定家畜の予防的殺処分(ASF及び口蹄疫のみ)

農 生

国の財政支援

- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金(口蹄疫、高病 原性鳥インフルエンザ等のみ)の交付
- 必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及 び特別手当金の減額
- 指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- 家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- 移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補塡



- 〇 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施 するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- 〇 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。 国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- 〇 また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生 産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛386百戸269万頭乳用牛126百戸136万頭養豚33百戸896万頭採卵鶏17百戸1億3千万羽ブロイラー21百戸1億4千万羽

令和5年2月1日現在

自衛防疫団体

輸出入相手先国 · 地域

国際獣疫事務局(WOAH)等の国際機関



動物検疫所



本所 8支所、18出張所 家畜防疫官 541名

(令和6年4月現在)

農林水産省

消費・安全局

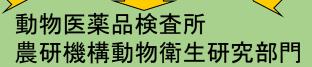
都道府県 家畜保健衛生所 166か所

(病性鑑定施設を含む)

獣医師 2,064名

(令和6年4月1日現在)

(厚) 保健所 468か所 (令和5年4月1日現在)



動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- 保健衛生班

家畜防疫対策室

- 防疫企画班
- 防疫業務班
- 防疫指導班
- 野生動物対策班
- •調査分析班
- 病原体管理班

国際衛生対策室

- 国際衛生企画班
- 多国間調整班
- ・リスク分析班
- 輸出検疫環境整備班
- 輸入検疫企画班
- 查察調整班
- 検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜 伝染病のまん延防止、輸出入検疫等 により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及 び撲滅により、公衆衛生の向上及び 公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関し必要な措置を定 めることにより、感染症の発生予 防及びまん延防止を図り、もって 公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健 衛生上必要な試験・検査等に関する 事務を行うことにより、地方におけ る家畜衛生の向上を図り、もって畜 産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

監視伝染病(99疾病)

家畜伝染病(28疾病)

(発生の届出→まん延防止の強制的措置)

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、 高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザなど。

※伝播力が特に強い上記 7 疾病と、牛海綿状脳症(BSE)については、特定家畜伝染病とされ、発生の予防、発生時の初動措置等について具体的かつ技術的な指針(特定家畜伝染病防疫指針)が定められている。

届出伝染病(71疾病)

(発生の届出)

※ 発生状況把握、予防措置指導

牛伝染性リンパ腫(EBL)、ランピースキン病、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群など。

新疾病

監視伝染病以外で、家畜の生産や健康に重大な影響を及ぼす恐れのある疾病

国 (農林水産省)

発生予防の取組

まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

- ・ 患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
- ・ 移動制限区域の設定

- ・ 消毒ポイントの設置
- ・ 発生状況確認のための検査

都道府県

- 家畜防疫員の旅費【法第60条第1項第1号:10/10】
- 動物用生物学的製剤 (ワクチン等)の購入費【法第60条第1項第5号: 1/2】
- 薬品(消毒薬等)の購入費【法第60条第1項第7号:10/10】

等

都道府県

- 野生動物に使用する動物用生物学的製剤 の購入費
 - 【法第60条第1項第6号: 1/2、10/10】
- 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用 【法第60条第1項第8号: 1/2、10/10】
- 衛生資材(保護衣、注射針等)の購入費【法第60条第1項第9号:1/2】
- 消毒ポイントの運営に要する費用【法第60条第1項第10号: 1/2】
- 焼埋却に要する費用
 - 【法第60条第1項第11号: 1/2】
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の 補填を行う場合の支援

【法第60条第2項: 1/2】

等

家畜の所有者

- と殺家畜に対する手当金【法第58条:評価額の1/3、4/5】
- ※ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、 豚熱等の患畜及び疑似患畜については、 特別手当金を交付し、評価額の10/10を 交付する。
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金 【法第60条の2:評価額の10/10】
- 焼埋却に要する経費患畜・疑似患畜【法第59条:1/2】

予防的殺処分【法第60条の2:10/10】

家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべ き基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状 況を確認することで、家畜の伝染性疾病の発生を予防。

農場における衛生管理の徹底 (家畜伝染病予防法)

> 畜産農家 と畜場・食鳥処理場



〇病畜の廃棄(全部又は一部) ○枝肉の微生物汚染・増殖防止

食肉・食鳥処理・加工場

食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保

(と畜場法・食品衛生法)

卸売・小売業者



消費者



飼養衛生管理基準の内容 (抜粋)

家畜防疫に関する基本的事項

- 衛生管理区域の設定
 - ⇒ 病原体の侵入とまん延の防止 を重点的に実施
- ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成
- ⇒ 関係者全員の取組水準を確保
- 獣医師等の健康管理指導
- ⇒ 適切・効果的・効率的な取組

Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入 防止

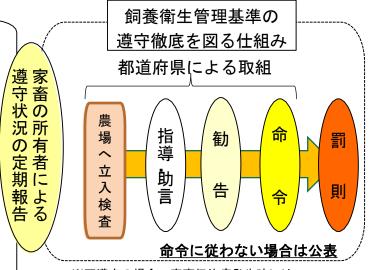
- 衛生管理区域専用の衣服、靴
- ⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- 区域立入時の手指・車両の消毒
- ⇒ 病原体の低減
- ・ 野生動物の侵入禁止
- ⇒ 区域内の飼料、機材等を介した 伝播を防止

Ⅲ 衛生管理区域内における汚染拡大防止

- 区域内の整理整頓、ねずみ駆除
- ⇒ 野生動物による畜舎内への病原体 持込み防止
- 施設、器具、機材の洗浄・消毒
- ⇒ 病原体の低減
- ・畜舎立入時の手指消毒、着替え
- ⇒ 病原体の持込み防止

IV 衛生管理区域外への病原体の 拡散防止

- 区域外出時の手指・車両の消毒、
- ⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- 家畜の健康観察(出荷、移動等)
- ⇒ 病原体の拡散防止
- 特定症状の確認(早期通報、出荷・移動等)
- ⇒ 病原体の拡散防止



※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、 手当金等を減額の可能性

飼養衛生管理基準②-都道府県の指導の高位平準化と飼養衛生管理者の選任-(I.家畜衛生をめぐる情勢)

2020年(令和2年)の家畜伝染病予防法の改正によって新たに措置された仕組み

- 〇 県による指導のバラツキ解消・高位平準化を図るため、国が飼養衛生管理指導等指針(以下、指導等指針)を 作成、県が指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画(以下、指導等計画)を作成し、計画的な指導を行う制度を 措置(令和3年4月1日施行)
- 〇 衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、衛生管理区域 ごとに飼養衛生管理者を選任することを義務付け(令和2年7月1日施行)

農林水産省

指導等指針の作成

- ①基本的な方向
- ②重点事項
- ③指導実施体制に関する事項
- ④協議会の活用に関する事項

家畜衛生情報の発信

- ①わかりやすいリーフレットや ガイドブック等の作成
- ②HPを使った周知
- ③家畜衛生情報の調査・研究



都道府県

指導等計画の作成

- ①指導等計画に基づく指導
- ②市町村との役割分担、地域協議 会の設置・運営
- ③飼養衛生管理者に対する研修

家畜衛生情報の提供

FAX・メーリングリストの活用

飼養衛生管理状況の分析・指導

- ①電話、写真等での確認、立入検査
- ②法に基づく指導・助言、勧告、命令

情報提供 · 助言

施策情報、科学的知見他の地域での取組事例を

意見・要望

地域の課題やその対策を取りまとめ

家畜の所有者

飼養衛生管理者(選任)

- ①必要な衛生対策の見える化
- ・飼養衛生管理マニュアル、看板
- ②飼養衛生管理者によるチェック
- 自己点検→衛生管理の徹底
- ③指導を踏まえた改善

自己点検結果 の報告等

研修等の実施

協議会

— 〇〇地区家畜衛生協議会 *—* 地方公共団体 ◆ → 生産者団体

- ・情報共有
- 共同での取組
- 意見集約

関係事業者

※都道府県・市町村の地域単位等で開催

飼養衛生管理基準③-大規模農場における取組の追加と埋却等に備えた措置- (I.家畜衛生をめぐる情勢)

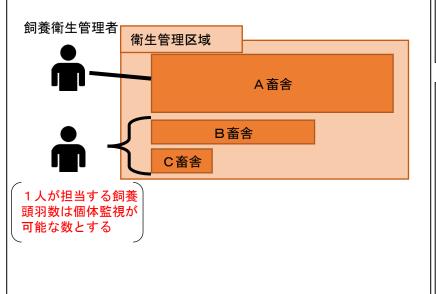
2021年(令和3年)の家畜伝染病予防法施行規則の改正によって新たに措置された仕組み

- 〇 大規模農場については、その家畜の管理に多数従事者が関わる中、必要な衛生水準を確保するために、追加的な取組が必要であることから、令和3年の家畜伝染病予防法施行規則の改正により上乗せで規定。
- 〇 あわせて、豚・鶏について、これまでの「埋却地の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は焼 却施設を確保する等の取組を実施することを規定。

大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

【牛・豚・鶏】

- ・畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け
- ・同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定(鶏は10万羽、豚は3千頭(ただし、肥育豚は1万頭))



埋却等に備えた措置

【豚・鶏】

【家畜所有者】

- │・埋却等に備えた措置として、家畜所有者に埋却地又は焼却施設を確保することを規定

【都道府県】

- ・家畜所有者による埋却地の確保が困難な場合は、 代替措置(焼却施設との事前協定締結、移動式レンダ リング装置の活用準備等)について、家畜所有者と 共同して対応(※)
- ・埋却地の確保及び周辺住民の理解醸成に向けた取組を指導

移動式レンダリング装置

大規模農場の事前の発生対応計画の策定

【豚・鶏】

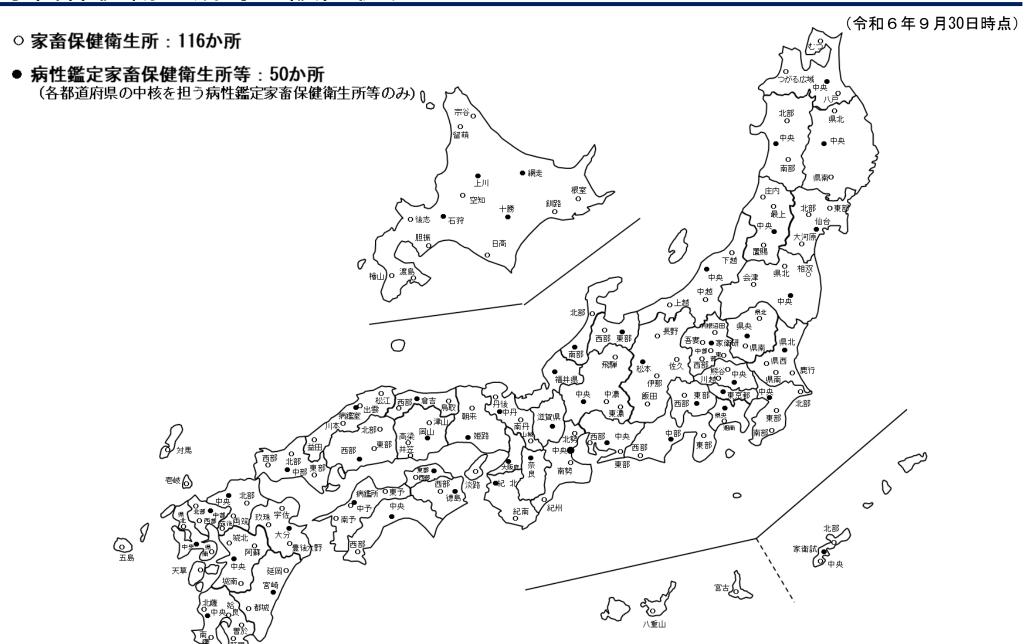
・家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜 所有者は、発生に備えた対応計画を策定することを義務付け

【発生に備えた対応計画における記載事項】

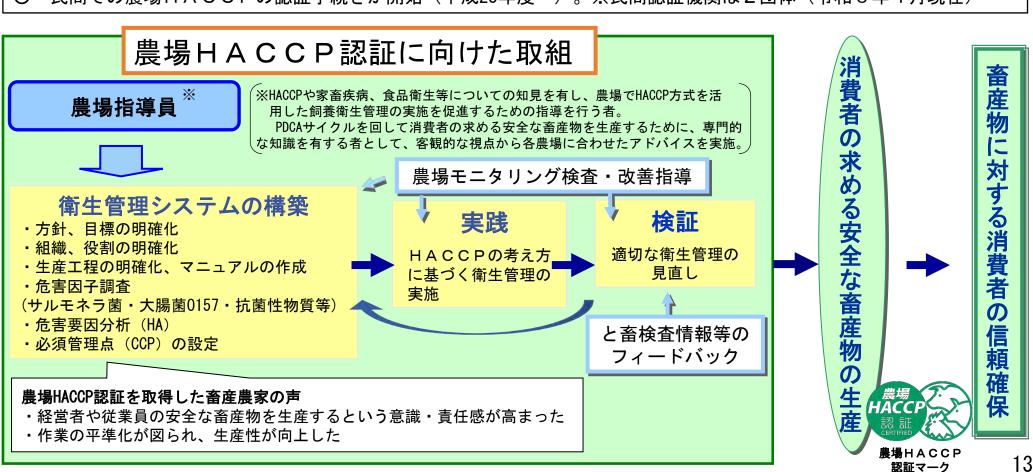
- 農場概要農場内の動線図
- 農場内で防疫作業に必要な人員
- 農場内で使用する資材・機材
- 防疫作業手順(埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等)

対応計画の策定を要す る大規模農場の基準

鶏···20万羽以上 豚···1万頭以上



- 〇 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- 〇 農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度~)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度~)。
- 〇 HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の 構築を推進。
- 〇 民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度~)。※民間認証機関は2団体(令和6年4月現在)



(令和6年9月30日時点)

